

資格登録停止措置の概要

1. 資格登録停止措置業者名
五建工業株式会社(東京都千代田区内神田1-16-3)[1000004595]
2. 資格登録停止措置の期間
令和6年6月13日 ~ 令和6年9月12日(3ヶ月)
3. 資格登録停止措置の地域
地域2 東京支社及び八王子支社が所掌する地域
4. 事実概要
当該資格登録者の使用人が、令和2年5~6月に行われた東京都千代田区発注の区立小学校・幼稚園の改築工事の一般競争入札を巡り、当時の区議から、最低制限価格に関する情報や入札参加業者数を入手し、入札の公正を害した。
また、令和2年にあった2件の入札情報を入手した見返りとして、自宅改修工事費約17万円を負担した。
5. 資格停止措置理由
資格登録者である上記事業者の使用人が、公契約関係競売入札妨害を行ったとの報道がなされており、公訴時効(3年)が成立しているが、公契約関係競売入札妨害を行った事実が明確なことから、中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領別表12第12号(不正又は不誠実な行為)の措置要件に該当する。

<資格登録要領別表12>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表11及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事・調査等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について 当該認定をした日から1月以上9月以内

- 問合せ先
中日本高速道路株式会社 契約審査部 発注審査課(052-222-3469)